

令和4年1月20日

各位

株式会社おおきに商店

当社関連企業とその役員に対する判決について

昨年7月に法人税法等違反の疑いで起訴された当社関連企業とその役員に対して、本日、大阪地方裁判所より有罪判決が言い渡されました。内容は下のとおりです。

関連企業7社：罰金5500万円

役員1名：懲役3年執行猶予4年

関連企業各社を統制する立場にある当社として今回の判決を厳粛かつ重大に受け止めております。また関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけ致しましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

今回の判決について当グループは内容を慎重に検討し、控訴しないことを決定しております。

量刑については前科がないこと、違反の疑いが出たあと直ちに修正申告に着手し本税を納付、また附帯税も予納したこと、適切な再発防止策を講じたことなどが考慮されたとのこと。これを信頼回復の機会が与えられたと受け止め、企業活動を通じて健全に社会的責任を果たしてまいり所存です。

また現在は弁護士2名、税理士3名で構成される内部統制委員会を立ち上げ、社内体制のさらなる改善に取り組んでおります。

今後も『大阪をもっと元気に！もっとおおきに！』を合言葉に大阪・関西の発展に寄与し、地域の皆様に愛される企業になれるよう、より一層精進してまいります。今後とも皆さまのご指導とご愛顧のほどをよろしく願いいたします。

以上